

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「事業者支援交付金」Q&A（令和3年12月27日版）

- 本 Q&A は、地方創生臨時交付金（事業者支援分）の取扱の明確化のため、令和3年12月27日付事務連絡「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」等の内容を補足する Q&A です。

### 目次

- Q1 第5回実施計画提出時に、事業者支援分の配分予定額が事業者支援分の交付限度額に満たない場合、または、これまでに配分を受けたが実績が配分額を下回る見込みの場合、差額を令和4年度への本省繰越し希望額に追加できるか。 ..... 2
- Q2 事業者支援分を活用した事業が令和3年度内に終了しない場合、令和4年度への繰越しは可能か。 ..... 2
- Q3 繰越し協議の際、「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」は分けて管理するのか。 ..... 2
- Q4 繰越し協議の際、「地方単独事業分及び国庫補助事業の地方負担分」と「事業者支援分」は分けて管理するのか。 ..... 2
- Q5 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。 ..... 3

**Q1 第5回実施計画提出時に、事業者支援分の配分予定額が事業者支援分の交付限度額に満たない場合、または、これまでに配分を受けたが実績が配分額を下回る見込みの場合、差額を令和4年度への本省繰越し希望額に追加できるか。**

事業者支援交付金は、令和3年4月30日及び8月20日に交付限度額を通知し、緊急事態措置やまん延防止等重点措置により影響を受ける事業者に対する速やかな支援事業等の実施を求めている。

そのため、内閣府において、令和4年度へ繰り越すことを想定していない。

**Q2 事業者支援分を活用した事業が令和3年度内に終了しない場合、令和4年度への繰越しは可能か。**

都道府県分として措置した5,000億円は、国の令和3年度予備費、市町村分として措置した1,000億円は、国の令和2年度第3次補正予算を財源としている。

都道府県分にあつては、国の予算において明許繰越しの対象とされているが、市町村分にあつては、令和4年度への繰越しは事故繰越しの扱いとなる。

いずれの場合にあつても、令和3年12月27日付事務連絡「10.実施計画の作成と提出について」を参考に関係機関と協議されたい。

**Q3 繰越し協議の際、「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」は分けて管理するのか。**

「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」で分けて管理する必要がある。

**Q4 繰越し協議の際、「地方単独事業分及び国庫補助事業の地方負担分」と「事業者支援分」は分けて管理するのか。**

「地方単独事業分及び国庫補助事業の地方負担分」と「事業者支援分」は分けて管理する必要はない。

Q5 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。

繰越し区分が異なる事業同士の流用はできない。